

伊 勢 市 公 報

第 7 号
平成 18 年 2 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	2
伊勢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	6
伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例	9
病院事業管理規程	
伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	11
告 示	
道路の供用開始について	16
市道の路線の廃止について	17
市道の路線の認定について	18
道路の区域の決定について	19
道路の供用開始について	20
道路の供用開始について	21
認可地縁団体の告示事項の変更について	22
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	23
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	24
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	25
道路の区域変更について	26
平成 17 年度予算の要領について	27
教育委員会告示	
伊勢市立伊勢図書館の指定管理者の指定について	92
伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について	93
伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の指定について	94
伊勢市教育委員会会議の招集について	95
上下水道事業告示	
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	96
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	97
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	98
公 告	
農用地利用集積計画の作成について	99

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 2 月 1 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 1 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

一 般 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	116,400円	136,600円	183,800円	209,500円	235,000円	246,700円	274,700円	285,800円	329,200円
	2	120,800	143,500	190,800	217,500	243,900	255,500	283,900	295,800	341,200
	3	125,200	150,400	198,000	225,500	252,900	264,300	293,300	305,800	353,000
	4	129,600	157,000	205,000	233,900	261,500	273,300	303,100	315,800	364,800
	5	134,000	163,600	212,600	242,800	270,000	282,400	312,800	326,100	376,300
	6	138,400	170,200	220,400	251,700	278,600	291,400	322,600	336,500	387,700
	7	142,800	176,800	228,300	260,100	287,100	300,600	332,500	346,800	399,100
	8	148,000	183,800	235,700	268,500	295,500	309,900	342,100	356,600	410,700
	9	153,800	189,600	242,100	276,800	303,900	319,100	351,500	366,100	422,100
	10	159,700	194,900	248,400	284,900	312,200	328,400	360,700	375,400	432,800
	11	166,000	200,000	254,600	292,700	320,100	337,600	369,700	384,700	442,500
	12	170,600	205,100	260,100	300,400	327,500	346,800	378,300	394,000	451,900
	13	174,000	210,000	265,600	307,700	334,900	356,000	386,700	403,200	459,600
	14	177,000	214,400	270,600	314,600	342,000	364,900	393,700	411,800	466,000
	15	179,700	218,800	275,700	321,400	347,500	373,500	399,200	419,700	472,400
	16	182,200	223,000	280,200	327,400	352,200	381,000	403,900	425,500	476,900
	17	184,200	227,300	284,200	333,000	356,200	386,500	408,100	431,100	481,200
	18	186,200	230,500	287,900	336,600	359,500	391,500	411,500	434,900	485,300
	19	187,800	233,400	291,100	339,900	362,300	394,900	415,200	438,500	
	20		236,500	293,400	342,900	365,200	398,400	418,700	442,400	
	21		239,400	295,200	345,200	367,700	401,800	422,200	446,000	
	22		242,300	297,200	347,400	370,200	405,200	425,700	449,600	
	23		244,100	299,100	349,700	372,700	408,500			
	24			301,100	351,900	375,300	411,900			
	25			303,000	354,100	377,800	415,300			
	26			304,800	356,500	380,400				
	27			306,700	358,700					
	28			308,700	361,000					
	29			310,600	363,200					
	30			312,500						
	31			314,400						
	32			316,200						
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長の定めるところによる。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の伊勢市職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(規則への委任)

- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

伊勢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 18 年 2 月 1 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 2 号

伊勢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

伊勢市農業集落排水処理施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 166 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 19 条関係)

種別	基本使用料(1 使用月につき)		従量使用料(1 使用月につき)	
	汚水量	料金	汚水量	料金(1 立方メートルにつき)
一般	10 立方メートルまで	1,000 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	130 円
			20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	150 円
			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	180 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	210 円
			100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで	245 円
			500 立方メートルを 超えるもの	280 円
			公衆 浴場	1,000 円

臨時	10 立方メートルまで	1,000 円	10 立方メートルを超えるもの	280 円
----	-------------	---------	-----------------	-------

備考

- 1 基本使用料及び従量使用料の合計額に 1.05 を乗じて得た額(1 円未満の端数は切り捨てる。)とする。
- 2 「公衆浴場」とは、公衆浴場(温泉浴場、サウナその他特殊浴場を除く。)の営業の用に供するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市農業集落排水処理施設条例別表第 2 の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して農村下水道を使用しているものについては、平成 18 年 6 月分の排除された汚水の量から適用し、同年 5 月分まで排除された汚水の量については、なお従前の例による。

伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 2 月 1 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 3 号

伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例

伊勢市公共下水道条例(平成 17 年伊勢市条例第 176 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 合併前の伊勢市の区域の表の見出しを「伊勢市全域(ただし、合併前の小俣町の区域を除く。)」に改め、同表一般の項の次に次の項を加える。

公衆浴場	1,000 円	1 立方メートルにつき	20 円
------	---------	-------------	------

別表 1 伊勢市全域(ただし、合併前の小俣町の区域を除く。)の表の備考を同表備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

- 2 「公衆浴場」とは、公衆浴場(温泉浴場、サウナその他特殊浴場を除く。)の営業の用に供するものとする。

別表中 2 合併前の二見町の区域の表を削り、3 合併前の小俣町の区域の表を 2 合併前の小俣町の区域の表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市公共下水道条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して公共下水道を使用しているものにあつては、平成 18 年 6 月分の排除された汚水の量から適用し、同年 5 月分まで排除された汚水の量については、なお従前の例による。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成18年 2月 1日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	116,400円	136,600円	183,800円	209,500円	235,000円	246,700円	274,700円	285,800円	329,200円
	2	120,800	143,500	190,800	217,500	243,900	255,500	283,900	295,800	341,200
	3	125,200	150,400	198,000	225,500	252,900	264,300	293,300	305,800	353,000
	4	129,600	157,000	205,000	233,900	261,500	273,300	303,100	315,800	364,800
	5	134,000	163,600	212,600	242,800	270,000	282,400	312,800	326,100	376,300
	6	138,400	170,200	220,400	251,700	278,600	291,400	322,600	336,500	387,700
	7	142,800	176,800	228,300	260,100	287,100	300,600	332,500	346,800	399,100
	8	148,000	183,800	235,700	268,500	295,500	309,900	342,100	356,600	410,700
	9	153,800	189,600	242,100	276,800	303,900	319,100	351,500	366,100	422,100
	10	159,700	194,900	248,400	284,900	312,200	328,400	360,700	375,400	432,800
	11	166,000	200,000	254,600	292,700	320,100	337,600	369,700	384,700	442,500
	12	170,600	205,100	260,100	300,400	327,500	346,800	378,300	394,000	451,900
	13	174,000	210,000	265,600	307,700	334,900	356,000	386,700	403,200	459,600
	14	177,000	214,400	270,600	314,600	342,000	364,900	393,700	411,800	466,000
	15	179,700	218,800	275,700	321,400	347,500	373,500	399,200	419,700	472,400
	16	182,200	223,000	280,200	327,400	352,200	381,000	403,900	425,500	476,900
	17	184,200	227,300	284,200	333,000	356,200	386,500	408,100	431,100	481,200
	18	186,200	230,500	287,900	336,600	359,500	391,500	411,500	434,900	485,300
	19	187,800	233,400	291,100	339,900	362,300	394,900	415,200	438,500	
	20		236,500	293,400	342,900	365,200	398,400	418,700	442,400	
	21		239,400	295,200	345,200	367,700	401,800	422,200	446,000	
	22		242,300	297,200	347,400	370,200	405,200	425,700	449,600	
	23		244,100	299,100	349,700	372,700	408,500			
	24			301,100	351,900	375,300	411,900			
	25			303,000	354,100	377,800	415,300			
	26			304,800	356,500	380,400				
	27			306,700	358,700					
	28			308,700	361,000					
	29			310,600	363,200					
	30			312,500						
	31			314,400						
	32			316,200						
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	215,400 円	278,800 円	345,900 円	424,300 円
	2	225,300	294,900	362,400	437,000
	3	235,200	311,000	379,000	449,000
	4	245,100	327,200	395,600	460,700
	5	260,100	343,500	408,000	472,000
	6	276,000	359,800	420,800	483,300
	7	291,800	376,200	433,200	493,900
	8	306,700	392,800	445,200	504,300
	9	322,100	405,200	456,600	514,300
	10	336,700	416,600	467,400	523,900
	11	349,600	427,100	478,200	533,600
	12	362,200	436,600	488,400	542,500
	13	374,600	445,700	498,100	551,000
	14	383,700	454,600	507,800	559,600
	15	392,500	463,200	516,100	567,900
	16	399,700	471,900	524,500	576,300
	17	404,300	480,400	532,900	584,000
	18	408,800	486,300	539,500	590,500
	19	411,300	491,200	545,900	595,700
	20		495,300	550,600	600,300
	21		498,600	555,200	
	22		502,100	559,800	
	23		505,600	563,800	
	24		509,000	567,900	
	25		512,400		
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。

5 前項に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

伊勢市告示第 4 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 2 月 1 日

伊勢市長 加藤 光徳

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
茶屋 34 号線	伊勢市二見町茶屋字大多茂 279 番 4 地先から 伊勢市二見町茶屋字大多茂 314 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 2 月 1 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 5 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成 18 年 2 月 6 日

伊勢市長 加藤 光 徳

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
上地 5 号線	県道鳥羽松阪線		
	上地町字大久保 2691 番地先		
小俣 32 号線	小俣 1 号線		
	県道鳥羽松阪線		

伊勢市告示第 6 号

市道の路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成 18 年 2 月 6 日

伊勢市長 加藤 光徳

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
小俣 32 号線	小俣町元町地内		
	県道鳥羽松阪線		

伊勢市告示 7 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 18 年 2 月 6 日

伊勢市長 加藤 光 徳

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣 32 号線	7.5 ~ 50.0	1694.0

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 8 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 2 月 6 日

伊勢市長 加藤 光徳

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 32 号線	伊勢市小俣町本町 206 番 1 地先から 伊勢市上地町字下卯起 2680 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 2 月 6 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第9号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成18年2月6日

伊勢市長 加藤光徳

路線名	供用開始の区間
宮本2号線	伊勢市旭町字長広43番3地先から 伊勢市辻久留町字宮出河内519番8まで

供用開始の期日 平成18年2月6日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 18 年 2 月 7 日

伊勢市長 加藤 光 徳

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 井 孝 彦

伊勢市二見町今一色 101 番地 2

変更後 大 西 隆 樹

伊勢市二見町西 1042 番地

伊勢市告示第 11 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 18 年 2 月 13 日

伊勢市長 加藤 光 徳

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1720			
警告書はり付け日	平成 18 年 1 月 11 日			
放 置 場 所	伊勢市宇治浦田 3 丁目地内 街路広場			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	マツダ	塗 色	緑色
	車 名	ボンゴ	自動車登録番号	三重 52 て 6760
	型式・種別	Y SSF8W・小型	車 台 番 号	SSF8W-508600

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市告示第 12 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 18 年 2 月 13 日

伊勢市長 加藤 光 徳

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1721			
警告書はり付け日	平成 18 年 1 月 11 日			
放 置 場 所	伊勢市地上地町地内 市道上地 4 - 14 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	白色
	車 名	アクティ	自動車登録番号	三重 41 と 6331
	型式・種別	V HA3・軽自動車	車 台 番 号	HA3-2057888

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市告示第 13 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 18 年 2 月 13 日

伊勢市長 加藤 光徳

1 廃物認定外放置自動車

整理番号	1722			
警告書はり付け日	平成 18 年 1 月 11 日			
放置場所	伊勢市地上地町地内 市道上地 4 - 14 号線			
放置自動車 の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗色	白色
	車名	ハイエース	自動車登録番号	三重 46 の 2371
	型式・種別	U LH90・小型	車台番号	LH90-0006463

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市告示第 14 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 2 月 13 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 6 号線	小俣町元町 827 番地先から 小俣町元町 811 番地先まで	旧	3.2 ~ 3.2	9.2
			新	4.0 ~ 17.6	9.2

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 15 号

平成 18 年 1 月 31 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 17 年度予算の

要領は、次のとおりです。

平成 18 年 2 月 15 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

平成 17 年度 伊勢市一般会計予算

平成 17 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,048,375 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		5,766,844
	1 市民税	2,419,535
	2 固定資産税	2,588,577
	3 軽自動車税	5,453
	4 市たばこ税	323,945
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	813
	7 都市計画税	428,520
2 地方譲与税		551,042
	1 所得譲与税	254,811
	2 自動車重量譲与税	222,869
	3 地方道路譲与税	73,362
3 利子割交付金		32,089
	1 利子割交付金	32,089
4 配当割交付金		16,881
	1 配当割交付金	16,881

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		5,587
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,587
6 地方消費税交付金		574,867
	1 地方消費税交付金	574,867
7 ゴルフ場利用税交付金		5,638
	1 ゴルフ場利用税交付金	5,638
8 自動車取得税交付金		190,528
	1 自動車取得税交付金	190,528
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		41,900
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	41,900
10 地方交付税		3,218,604
	1 地方交付税	3,218,604
11 交通安全対策特別交付金		9,238
	1 交通安全対策特別交付金	9,238
12 分担金及び負担金		393,743
	1 負担金	393,743
13 使用料及び手数料		155,291

	1 使用料	128,636
	2 手数料	26,655
14 国庫支出金		3,144,577
	1 国庫負担金	1,486,477
	2 国庫補助金	1,643,125
	3 委託金	14,975
15 県支出金		1,549,524
	1 県負担金	497,998
	2 県補助金	881,581
	3 委託金	169,945
16 財産収入		11,505
	1 財産運用収入	10,062
	2 財産売払収入	1,443
17 寄附金		25,976
	1 寄附金	25,976
18 繰入金		576,175
	1 基金繰入金	575,337
	2 特別会計繰入金	838
19 諸収入		2,633,966

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	3,212
	2 市預金利子	52
	3 貸付金元利収入	113,720
	4 受託事業収入	10,202
	5 雑入	2,506,780
20 市債		4,144,400
	1 市債	4,144,400
歳入	合計	23,048,375

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		130,197
	1 議会費	130,197
2 総務費		3,834,284
	1 総務管理費	3,061,548
	2 地域振興費	180,014
	3 徴税費	251,531
	4 戸籍住民基本台帳費	119,004
	5 選挙費	143,402
	6 統計調査費	65,250
	7 監査委員費	13,535
3 民生費		5,362,352
	1 社会福祉費	1,193,617
	2 老人福祉費	1,316,168
	3 児童福祉費	1,919,204
	4 生活保護費	886,263
	5 人権政策費	39,237
	6 国民年金事務費	7,863

款	項	金額
4 衛生費		2,397,336
	1 保健衛生費	1,474,860
	2 清掃費	922,476
5 労働費		48,456
	1 労働諸費	48,456
6 農林水産業費		748,994
	1 農業費	548,968
	2 林業費	67,261
	3 水産業費	132,765
7 商工費		89,020
	1 商工費	89,020
8 観光費		72,398
	1 観光費	72,398
9 土木費		3,714,002
	1 土木管理費	101,822
	2 道路橋梁費	1,458,911
	3 河川費	773,737

	4 港湾海岸費	8,070
	5 都市計画費	1,167,792
	6 住宅費	203,670
10 消防費		1,208,758
	1 消防費	1,208,758
11 教育費		2,718,985
	1 教育総務費	362,435
	2 小学校費	825,539
	3 中学校費	690,012
	4 幼稚園費	97,839
	5 社会教育費	374,378
	6 保健体育費	368,782
12 災害復旧費		5,037
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	5,016
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		2,673,628
	1 公債費	2,673,628

款	項	金額
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		44,926
	1 予備費	44,926
歳	出	合
		計
		23,048,375

第 2 表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	廃棄物投棄場管理一般事業 (廃棄物投棄場ごみ分別処理事業)	千円 73,770	平成17年度	千円 13,770
				平成18年度	15,000
				平成19年度	15,000
				平成20年度	15,000
				平成21年度	15,000
9 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	小俣1号線整備事業	82,735	平成17年度	28,702
				平成18年度	54,033
		小俣20号線整備事業	358,767	平成17年度	58,757
				平成18年度	100,010
				平成19年度	200,000
		道路改良事業 (小俣11号線道路改良事業)	50,168	平成17年度	30,168
				平成18年度	20,000
		本町周辺道路整備事業	156,757	平成17年度	6,757
平成18年度	150,000				

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業 (湯田地内幹線排水路設置事業)	64,263	平成17年度	24,263
				平成18年度	40,000
	5 都市計画費	都市計画道路整備事業	793,936	平成17年度	89,459
				平成18年度	203,147
				平成19年度	203,110
				平成20年度	203,110
				平成21年度	95,110
		野村公園整備事業	67,014	平成17年度	14,539
				平成18年度	52,475
	6 住宅費	二俣団地市営住宅改築事業(第二期)	156,013	平成17年度	92,069
平成18年度				63,944	
11 教育費	2 小学校費	有緝小学校校舍改築事業	1,187,159	平成17年度	471,126
				平成18年度	716,033
	3 中学校費	中学校整備事業 (小俣中学校運動場拡張整備事業)	204,732	平成17年度	71,285
				平成18年度	133,447

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 地域振興費	横輪・矢持地区活性化事業	123,000 <small>千円</small>
6 農林水産業費	1 農業費	農村総合整備統合補助事業	44,000
	2 林業費	絆の森整備事業	43,000
	3 水産業費	豊北漁港海岸整備事業	33,000
9 土木費	1 土木管理費	新エネルギー推進事業	7,742
	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	56,810
		道路整備事業	163,575
	3 河川費	河川改修事業	74,530
		排水路維持改良事業	33,350
		排水路整備事業	50,085
10 消防費	1 消防費	避難所等整備・運営経費	54,105
		備蓄物資整備事業	7,224
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	4,991

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県信用保証協会の 融資保証に対する損失補償	自 平成17年11月 1日 至 平成18年 3月31日	1,638 千円 伊勢市が斡旋した小規模事業資金貸付金融資の債務 保証残高5,458千円の30%以内の額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成17年11月 1日 至 平成18年 3月31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として 借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
伊勢市養護老人ホーム 万亀会館管理運営事業	自 平成 17 年度 至 平成 21 年度	860,803 千円
いせ市民活動センター 管理運営委託	自 平成 17 年度 至 平成 20 年度	49,885 千円
外宮北御門周辺土地 (NTT用地)賃借料	自 平成 18 年度 至 平成 20 年度	43,605 千円
国際交流事業	自 平成 17 年度 至 平成 18 年度	7,100 千円
コンビニエンスストア 収納代行業務	自 平成 17 年度 至 平成 18 年度	755 千円

事 項	期 間	限 度 額
指 定 袋 制 度 運 営 事 業	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 1 9 年 度	1 0 0 , 2 9 3 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (下 外 城 田) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 4 年 度	1 , 9 0 1 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (明 野 ・ 東 豊 浜) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 4 年 度	1 , 1 7 2 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (御 園) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 4 年 度	3 4 9 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (城 田 ・ 西 豊 浜) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 3 年 度	2 1 6 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (明 野 ・ 東 豊 浜) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 2 年 度	5 3 3 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (城 田 ・ 西 豊 浜) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 2 年 度	2 5 5 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (宮 川 ・ 下 外 城 田) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 4 年 度	1 0 7 千 円
県 営 施 設 整 備 事 業 (明 野 ・ 東 豊 浜 地 区) 補 助 金 (宮 川 用 水)	自 平 成 1 7 年 度 至 平 成 2 2 年 度	5 3 3 千 円

事 項	期 間	限 度 額
県営施設整備事業（宮川・下外城田） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 22 年度	267 千円
汁谷川排水機場維持管理適正化事業費	自 平成 18 年度 至 平成 19 年度	20,340 千円
農村総合整備統合補助事業	自 平成 17 年度 至 平成 18 年度	15,655 千円
伊勢市立伊勢図書館 管理運営委託	自 平成 17 年度 至 平成 20 年度	215,100 千円
伊勢市生涯学習センター 管理運営委託	自 平成 17 年度 至 平成 20 年度	227,000 千円
伊勢市観光文化会館 管理運営委託	自 平成 17 年度 至 平成 20 年度	100,200 千円

第 5 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一宇郷総合整備事業債	千円 117,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
公文書館整備事業債	27,800			
農道整備事業債	31,900			
湛水防除事業債	8,500			
漁港整備事業債	26,400			
海岸局部改良事業債	15,100			
臨時地方道整備事業債	273,500			
地方特定道路整備事業債	140,000			
防衛施設周辺整備事業債	68,300			
県施行道路橋梁整備事業債	4,000			
橋梁耐震対策事業債	13,500			
準用河川改修事業債	259,000			
臨時河川等整備事業債	148,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路改修事業債	千円 24,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
市町村合併推進事業債	134,600			
まちづくり交付金事業債	63,000			
街なみ環境整備事業債	49,300			
やさしい公園づくり事業債	15,400			
都市下水路事業債	25,000			
公営住宅建設事業債	81,600			
防災対策事業債	121,300			
消防設備整備事業債	7,500			
消防施設整備事業債	131,400			
学校校舎改築事業債	129,400			
学校エレベーター設置事業債	17,000			
学校校舎大規模改修事業債	226,700			
学校グラウンド改修事業債	30,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山田奉行所記念館整備事業債	千円 36,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
地域再生事業債	169,900			
減税補てん債	202,600			
臨時財政対策債	1,642,500			
計	4,242,600			

平成 1 7 年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 , 2 9 6 , 2 2 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,424,995
	1 国民健康保険料	1,424,995
2 国民健康保険税		297,414
	1 国民健康保険税	297,414
3 国庫支出金		1,814,342
	1 国庫負担金	1,207,863
	2 国庫補助金	606,479
4 療養給付費等交付金		1,463,231
	1 療養給付費等交付金	1,463,231
5 県支出金		350,775
	1 県負担金	31,245
	2 県補助金	319,530
6 共同事業交付金		80,892
	1 共同事業交付金	80,892
7 財産収入		147
	1 財産運用収入	147

8 繰入金		792,515
	1 他会計繰入金	354,199
	2 基金繰入金	438,316
9 諸収入		71,917
	1 延滞金、加算金及び過料	2,154
	2 預金利子	15
	3 雑入	69,748
歳 入 合 計		6,296,228

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		128,411
	1 総務管理費	116,293
	2 賦課徴収費	11,465
	3 運営協議会費	637
	4 趣旨普及費	16
2 保険給付費		3,708,220
	1 療養諸費	3,261,658
	2 高額療養費	394,520
	3 移送費	2,472
	4 出産育児諸費	29,100
	5 葬祭諸費	20,470
3 老人保健拠出金		873,099
	1 老人保健拠出金	873,099
4 介護納付金		314,410
	1 介護納付金	314,410
5 共同事業拠出金		117,555
	1 共同事業拠出金	117,555

6 保健事業費		46,136
	1 保健事業費	46,136
7 公債費		323
	1 公債費	323
8 諸支出金		990,092
	1 償還金及び還付加算金	38,512
	2 基金積立金	147
	3 旧市町村借入金返済金	951,433
9 予備費		117,982
	1 予備費	117,982
歳 出 合 計		6,296,228

平成 1 7 年度 伊勢市老人保健医療特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 , 4 5 0 , 8 3 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 支払基金交付金		3,269,330
	1 支払基金交付金	3,269,330
2 国庫支出金		1,530,836
	1 国庫負担金	1,530,836
3 県支出金		389,945
	1 県負担金	389,945
4 繰入金		209,232
	1 一般会計繰入金	209,232
5 諸収入		51,496
	1 延滞金及び加算金	3
	2 預金利子	10
	3 雑入	51,483
歳入	合計	5,450,839

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		38,951
	1 総務管理費	38,951
2 医療諸費		5,220,911
	1 医療諸費	5,220,911
3 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
4 諸支出金		187,469
	1 償還金	187,469
5 予備費		2,508
	1 予備費	2,508
歳 出	合 計	5,450,839

平成 1 7 年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 , 3 8 4 , 7 5 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 保険料		549,285
	1 介護保険料	549,285
2 支払基金交付金		1,298,500
	1 支払基金交付金	1,298,500
3 国庫支出金		904,798
	1 国庫負担金	762,691
	2 国庫補助金	142,107
4 県支出金		437,019
	1 県負担金	434,398
	2 県補助金	2,621
5 財産収入		21
	1 財産運用収入	21
6 繰入金		981,538
	1 一般会計繰入金	742,244
	2 基金繰入金	239,294
7 諸収入		169,387

	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	169,384
8 市債		44,207
	1 財政安定化基金貸付金	44,207
歳入合計		4,384,755

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		182,111
	1 総務管理費	111,998
	2 徴収費	14,739
	3 介護認定諸費	55,374
2 保険給付費		4,071,169
	1 介護サービス等諸費	4,071,169
3 財政安定化基金拠出金		6,449
	1 財政安定化基金拠出金	6,449
4 基金積立金		48
	1 基金積立金	48
5 公債費		250
	1 公債費	250
6 諸支出金		122,728
	1 償還金及び還付加算金	122,728
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	4,384,755

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	<div style="text-align: right; font-size: small;">千円</div> 44,207	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金 条例第8条第1項の規定による

平成 17 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 17 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,896 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 事業収入		15,385
	1 事業収入	15,385
2 県支出金		4,174
	1 県補助金	4,174
3 繰入金		9,888
	1 一般会計繰入金	9,888
4 諸収入		1,449
	1 雑入	1,449
歳 入	合 計	30,896

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		1,562
	1 総務管理費	1,562
2 公債費		29,334
	1 公債費	29,334
歳 出 合 計		30,896

平成 1 7 年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 事業収入		432
	1 事業収入	432
2 諸収入		531
	1 雑入	531
歳 入 合 計		963

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		963
	1 総務管理費	963
歳 出	合 計	963

平成 17 年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算

平成 17 年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47,637 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		50
	1 財産運用収入	50
2 繰入金		36,051
	1 基金繰入金	36,051
3 諸収入		11,536
	1 貸付金元利収入	5,757
	2 雑入	5,779
歳入合計		47,637

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		17,637
	1 総務管理費	17,637
2 事業費		30,000
	1 事業費	30,000
歳 出 合 計		47,637

平成 1 7 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 , 9 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		150
	1 分担金	150
2 使用料及び手数料		12,579
	1 使用料	12,579
3 繰入金		17,980
	1 他会計繰入金	17,980
4 諸収入		4,213
	1 雑入	4,213
歳入合計		34,922

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		20,683
	1 総務費	247
	2 維持管理費	20,436
2 公債費		14,239
	1 公債費	14,239
歳 出 合 計		34,922

平成 17 年度 伊勢市離宮の湯特別会計予算

平成 17 年度 伊勢市の離宮の湯特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,678 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 使用料及び手数料		6,111
	1 使用料	6,111
2 財産収入		113
	1 財産売払収入	113
3 繰入金		5,754
	1 他会計繰入金	5,754
4 諸収入		3,700
	1 雑入	3,700
歳入合計		15,678

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		15,678
	1 総務管理費	15,678
歳 出	合 計	15,678

平成 1 7 年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成 1 7 年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 9 , 3 8 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		358
	1 財産運用収入	357
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入合計		199,383

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		199,383
	1 管理費	358
	2 事業費	199,025
歳 出 合 計		199,383

平成17年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	419 床
(2) 患 者 数	入 院 55,115 人
	外 来 112,000 人
	健診・ドック 5,066 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 365 人
	外 来 1,120 人
	健診・ドック 41 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 病 院 事 業 収 益	3,216,162
第1項 医 業 収 益	2,881,782
第2項 健 診 収 益	107,852
第3項 医 業 外 収 益	226,428
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	病院事業費用	3,215,016
第1項	医療費用	2,978,203
第2項	健診費用	64,936
第3項	医療外費用	170,777
第4項	特別損失	100
第5項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250,539千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収		入
款	項	予定額
第1款	資本的収入	367,500
第1項	負担金	50,000
第2項	企業債	317,500

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	資本的支出	618,039
第1項	建設改良費	432,704
第2項	企業債償還金	185,335

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。 (単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	健診センター	762,000	17	317,500
		建設事業		18	444,500

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
健診センター建設事業	千円 317,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、 利率見直し方式で借り入れ る政府資金及び公営企業金 融公庫資金について、利率 の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金及び金融公庫資金について は、その融通条件により、銀行その 他の場合には、その債権者との協定に よるものとする。ただし、財政の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 又は、繰上償還もしくは低利に借換え することができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1) 職	員 給 与 費			1,739,778
(2) 交	際 費			400

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	12,855

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は 687,567千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	腹部超音波診断装置	一 式

平成17年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	53,620 戸
(2) 総 給 水 量	7,721 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	51,130 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 原 水 施 設 更 新 事 業	113,527
イ 配 水 管 新 設 及 び 改 良 工 事	613,434
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	39,000
エ 加 圧 施 設 更 新 事 業	215,140

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水 道 事 業 収 益	1,356,368
第1項 営 業 収 益	1,314,472
第2項 営 業 外 収 益	40,592
第3項 簡 易 水 道 収 益	1,303
第4項 特 別 利 益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1, 3 1 7, 1 7 8
第 1 項	営 業 費 用	1, 1 1 8, 5 2 1
第 2 項	営 業 外 費 用	1 8 3, 9 4 5
第 3 項	簡 易 水 道 費 用	2, 7 1 2
第 4 項	予 備 費	1 2, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額625,020千円は、過年度分損益勘定留保資金等625,020千円で補填するものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 収 入	6 1 8, 5 6 1
第 1 項	企 業 債	3 4 5, 0 0 0
第 2 項	負 担 金	2 7 3, 5 6 1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	1, 2 4 3, 5 8 1
第 1 項	建 設 改 良 費	9 8 9, 0 3 8
第 2 項	償 還 金	2 5 4, 5 4 3

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位 千円)
水道料金等徴収業務委託	自平成17年度～至平成20年度	222,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管敷設事業費	82,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
増口径管敷設替事業費	65,000			
加圧施設更新事業費	198,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	2 2 3, 3 9 8
(2) 交 際 費	1 0

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、22,638千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。

平成 1 7 年度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 1 7 年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	4, 9 0 2 戸
(2) 総 排 水 量	7 6 5 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5, 0 9 8 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設工事	3, 0 7 8, 2 0 2
イ 雨水管渠敷設工事	1 6 8, 5 1 2
ウ ポンプ場築造工事	1, 3 3 1, 5 9 1

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	4 3 7, 9 5 5
第 1 項 営 業 収 益	2 3 9, 0 3 8
第 2 項 営 業 外 収 益	1 9 8, 9 1 6
第 3 項 特 別 利 益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	下水道事業費用	684,806
第 1 項	営業費用	466,551
第 2 項	営業外費用	214,172
第 3 項	特別損失	1
第 4 項	予備費	4,082

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的収入	6,599,169
第 1 項	企業債	4,320,500
第 2 項	負担金	261,272
第 3 項	国庫補助金	1,983,512
第 4 項	県補助金	33,885

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的支出	5,999,035
第 1 項	建設改良費	5,764,148
第 2 項	企業債償還金	234,687
第 3 項	受益者負担金返還金	200

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ67,540千円及び76,702千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小林排水樋門工事委託	平成18年度	108,820千円
水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成18年度 至 平成22年度	1,218千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道事業債	3,648,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	1,080,800			
公共下水道事業債	258,100			
特定環境保全公共下水道事業債	13,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,025,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	136,247

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、60,816千円である。

平成17年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 グループホーム事業収益	14,542千円
第1項 営業収益	14,541千円
第2項 営業外収益	1千円

支出

第1款 グループホーム事業費用	12,554千円
第1項 営業費用	12,370千円
第2項 営業外費用	179千円
第3項 予備費	5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,745千円は、繰越資金1,745千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,745千円

第1項 企業債償還金 1,745千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
伊勢市立伊勢図書館の指定管理者を次のとおり指定したので告示する

平成18年2月8日

伊勢市教育委員会
委員長 菊川 厚

1 施設の名称及び位置

名称 伊勢市立伊勢図書館

位置 伊勢市八日市場町 13番 35号

2 指定管理者となる団体

所在地 東京都文京区大塚3丁目4番7号

団体名 株式会社図書館流通センター

代表者 代表取締役 宮本 芳夫

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定したので告示する

平成18年2月8日

伊勢市教育委員会

委員長 菊川 厚

1 施設の名称及び位置

名称 伊勢市生涯学習センター

位置 伊勢市黒瀬町 562 番地 12

2 指定管理者となる団体

所在地 伊勢市二見町松下 1349 番地 164

団体名 特定非営利活動法人まなびの広場

代表者 理事長 岡島 久美子

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので告示する

平成18年2月8日

伊勢市教育委員会
委員長 菊川 厚

1 施設の名称及び位置

名称 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場

位置 伊勢市岩淵1丁目13番15号

2 指定管理者となる団体

所在地 伊勢市二見町松下1349番地164

団体名 特定非営利活動法人まなびの広場

代表者 理事長 岡島 久美子

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成18年2月14日

伊勢市教育委員会

委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成18年2月21日(火)午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4階2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第2号 平成18年度教育関係予算について

議案第3号 平成18年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成18年2月2日

伊勢市長 加藤光徳

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日
226	株式会社 桜井組	度会郡玉城町佐田241番地2	平成18年1月30日

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 2 月 7 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
254	ダイワ空調設備 株式会社	津市島崎町 248 番地	平成 18 年 1 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成18年2月7日

伊勢市長 加藤光徳

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
255	株式会社 モリ京	志摩市阿児町鵜方2009番地1	平成18年2月1日

伊勢市公告第 6 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 2 月 1 日

伊勢市長 加藤 光徳

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
3 人	3 人	4,391 m ²	1 年
19 人	2 人	44,905 m ²	3 年
1 人	1 人	495 m ²	4 年
19 人	7 人	109,938.34 m ²	5 年
3 人	2 人	5,048 m ²	10 年